

群馬県内における埋蔵文化財発掘調査経費の内訳表標準

別表 5

区 分		内 訳	金 額	備 考	
事業費	共済費	社会保険料 雇用保険料 労災保険料		調査補助員・発掘作業員に係るもので、労働者災害補償保険法等の関係法令による。	
	賃金	調査補助員賃金 発掘作業員賃金		単価は県市町村の基準による。	
	報償費	指導者謝金		同上。	
	旅費	指導者旅費 担当者旅費 事務連絡旅費		単価は県市町村の旅費規定による。	
	需用費	消耗品費	文房具 発掘用品 測量用品 写真用品 等一式		
		燃料費	ガソリン・軽油		バルコ・キャリダンプ等の燃料。 寒冷時のストーブ
		印刷製本費	白灯油 フィルム現像・焼付 図面複写		
		光熱水費	調査事務所水道料 調査事務所電気料		
		修繕料	カラ・発掘用品等修繕		
	役務費	通信運搬費	調査事務所電話料 切手代 交通費補助		作業員交通費補助
		し尿処理			
	委託料	出土品等鑑定・分析 地上遺構測量 空中測量及び写真撮影 古井戸遺構掘削 遺物洗浄・注記		理化学分析は必要最小限度においての実施とする。  外部委託の場合	
	使用料及び賃借料	バックホウ・ブルドーザー等 借上・回送 ダンプトラック・キャリダンプ・高所作業車等借上 調査事務所賃借 発掘・測量用具等借上		バックホウ等の機種及び延べ台数は、発掘調査条件を勘案して決定する。	
	工事請負費	プレハブ設置工事 安全対策工事 排水工事 電気・水道工事等		調査事務所の仕様は別表4による	
補償・賠償費	農作物・立木補償等				
人件費	担当者等人件費				
事業費小計			A		
管理費等間接諸経費			B	A×諸経费率	
事業費と諸経費の合計			C	A+B	
消費税及び地方消費税			D	C×税率	
系 合 計			C+D		

(注) ① 内訳欄には標準的な項目を記載した。

② 民間調査機関による発掘調査の場合は、人件費欄の担当者を調査主任に読み替える。

出土品整理・報告書作成経費の内訳表標準

別表6

区 分		内 訳	金 額	備 考	
事業費	共済費	社会保険料 雇用保険料 労災保険料		整理補助員・作業員に係るもので、労働者災害補償保険法等の関係法令による。	
	賃金	整理補助員賃金 整理作業員賃金		単価は県市町村の基準による。	
	報償費	指導者謝金		同上。	
	旅費	指導者旅費 担当者旅費 事務連絡旅費		単価は県市町村の旅費規定による。	
	需用費	消耗品費	文房具 整理用品 写真用品 等一式		
		燃料費	白灯油 LPガス代等		
		印刷製本費	報告書印刷費 フィルム現像・焼付 図面複写		
		光熱水費 修繕料	水道料・電気料等 整理用品等修繕		
	役務費	通信運搬費	電話料 報告書送料 交通費補助		作業員交通費補助
		筆耕翻訳料 手数料	尿尿汲み取り手数料等		
	委託料	出土品等鑑定・分析 遺物実測・写真撮影・トレース業務 遺物保存処理業務等 遺物洗浄・注記		理化学分析等は必要最小限度においての実施とする。  外部委託の場合	
	使用料及び賃借料	仮設建物借上料 用地借り上げ料 実測機器・事務用機器借り上げ料等			
	人件費	整理担当者等人件費			
事業費小計			A		
管理費等間接諸経費			B	A×諸経费率	
事業費と諸経費の合計			C	A+B	
消費税及び地方消費税			D	C×税率	
系 念 言 十			C+D		

(注) ① 内訳欄には標準的な項目を記載した。

② 民間調査機関による発掘調査の場合は、人件費欄の担当者を調査主任に読み替える。

## 報告書配布先

機 関 等	内 訳
国関係機関 (含 独立行政法人)	文化庁
	博物館
	研究所 (東文研・奈文研等)
	図書館等 (国会・書陵部)
都道府県・指定都市 文化財担当部局	都道府県 (調査組織が直営)
	指定都市 (調査組織が直営)
埋蔵文化財センター等発掘 調査機関	公立埋文
	法人埋文
調査依頼者 (事業主)	
県関係機関	教育委員会・図書館・博物館・文書館・総合教育センター、県民サービスセンター等
県内市町村文化財担当部局 ・図書館・博物館等	
調査機関	機関内利用
	永久保存分・予備保存
県外市町村・大学等	県外市町村文化財担当部局
	大学図書館等
	博物館等

※ 報告書については行政資料であるとともに郷土資料でもあるので、県内の全市町村及び全博物館・資料館等には配布され備え付けられるべきものと考えられる。また、最近の発掘調査の結果によれば、古代から遠隔地間の人と物の交流の存在が確かめられており、全国的な視野での情報収集が不可欠となってきた。